

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月20日

(平成28年度決算)

(企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成29年10月20日(金曜日)

午前9時58分開議
午前11時9分休憩
午前11時15分開議
午前11時44分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第59号 平成28年度熊本県病院事業会計決算の認定について
議案第60号 平成28年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第61号 平成28年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
議案第62号 平成28年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 坂田孝志
副委員長 浦田祐三子
委員 村上寅美
委員 前川 收
委員 氷室雄一郎
委員 藤川隆夫
委員 小早川宗弘
委員 森 浩二
委員 田代国広
委員 増永慎一郎
委員 磯田 毅

欠席委員(1人)

委員 内野幸喜

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

局長 原 悟

次長兼総務経営課長 松岡大智
工務課長 武田裕之
発電総合管理所長 伊藤健二
病院局
病院事業管理者 永井正幸
首席審議員兼院長 濱元純一
副院長 大塚直尚
総務経営課長 緒方克治
看護部長 田中久代

会計管理者兼出納局長 金子徳政
会計課長 無田英昭

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 豊田祐一
局長 高山寿一郎
監査監 手嶋章人

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣文輝
議事課主幹 若杉美穂

午前9時58分開議

○坂田孝志委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、企業局と病院局の審査を行うこととしております。

それではまず、企業局の審査を行います。執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から決算概要の総括説明をお願いします。

○原企業局長 おはようございます。

それでは、企業局の決算概要の説明に先立ちまして、まずは、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等の、その後の措置状況について御報告いたします。

個別事項といたしまして、報告第4の15、「風力発電事業について、故障による長期運転停止に伴い売電収入が減少しているが、安定的な経営を図るため、同規格の発電設備を有する事業者と連携した部品の確保について検討すること。」という御指摘がございました。

事業者との連携につきましては、本年2月に、同種同型の発電設備を有する全国の事業者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。連携の可能性について前向きな回答がありました事業者間で、現在、連携体制構築に取り組んでおり、今年度、このうちの1者から、予備の部品の提供を受け、早期に交換を行うことができました。

続きまして、平成28年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益15億5,400万円余に対し、総費用は14億800万円余で、差し引き1億4,600万円余の純利益となっております。

なお、荒瀬ダム撤去につきましては、今年度、ダム本体等の撤去が完了する予定でございます。

また、主力4水力発電所のリニューアルにつきましては、現在、水車発電機の工場製作を進めており、市房、緑川の順に設置工事を行い、平成33年度中には4発電所全てで発電を開始する予定です。

次に、工業用水道事業会計でございます。

3工業用水道事業合計で、総収益9億9,800万円余に対し、総費用は10億1,600万円

余で、差し引き1,700万円余の純損失となっております。

施設ごとでは、八代は1,900万円余、苓北は6,700万円余の純利益を確保いたしました。が、有明につきましては1億400万円余の純損失となっております。

有明、八代につきましては、依然として多量の未利用水を抱え厳しい経営状況となっております。

引き続き、地元自治体や商工観光労働部と連携しまして、需要開拓に努めているところですが、近年は、バイオマス発電所等への新規給水等、徐々に成果も出ているところでございます。

最後に、有料駐車場事業会計でございます。

総収益9,900万円余に対し、総費用は5,900万円余で、差し引き3,900万円余の純利益となっております。

平成28年4月から指定管理者制度に移行しましたが、熊本地震に伴い、施設の一部損壊等の被害を受け、休業や一部駐車制限を行いました。現在も営業を行いながら、被害箇所の早期復旧に取り組んでいるところでございます。

以上が決算の概要ですが、企業局としましては、今後も経営基本計画における経営基盤強化や地域との連携などの基本方針に基づき、3事業の経営を行ってまいります。

決算内容の詳細につきましては、この後、次長のほうから説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○豊田監査委員 それでは、私のほうから、企業局の決算審査意見書につきまして、概要を説明いたします。着座で失礼いたします。

お手元の平成28年度の熊本県電気事業会計

等の決算審査意見書、知事宛ての公文書がついているかと思えますけれども、それを開いていただきまして、1ページをお開き願います。よろしゅうございますか。監査委員から知事宛ての公文書が表についているかと思えますが。

1ページを御説明いたします。1ページをお開きください。

第1の審査の概要でございますが、1の審査の対象及び2の審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第2の審査の結果でございますが、全ての事業会計につきまして、審査に付されました決算諸表は、経営成績等を適正に表示しており、また、財務会計事務におきましては、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適切に運営されております。

次の2の経営状況につきましては、2ページから24ページにかけて、3つの事業会計ごとに記載しておりますけれども、企業局から、後ほど別冊資料におきまして詳細な説明がございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

飛びまして、25ページをお開き願います。

第3の審査意見でございます。

まず、1の電気事業会計におきましては、契約改定などによる電気料収入の増加等によりまして、先ほども局長のほうからもありましたが、1億4,600万円余の純利益を計上しております。

次の段、今後の課題でございますが、老朽化が進んでおります市房発電所などの主力発電所の固定価格買い取り制度移行に向けたリニューアルの工事期間、平成30年度から32年度にかけては、発電量の減少に伴います電力料収入の減少が見込まれますので、引き続き純利益の確保のための経営努力が必要になると考えております。

次に、荒瀬ダム撤去に要します資金につきましては、国の交付金や内部留保資金等によ

り、おおむね確保されております。本体等の撤去工事は、平成29年度で完了いたしますけれども、周辺環境整備を平成31年度まで続けるという予定でございます。今後とも企業局全体でのさらなる経営努力等によりまして財源の確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要があると考えております。

なお、風力発電につきましては、故障等によりまして発電が長期間停止したことが影響して、前年度同様、目標供給電力量の3割程度にとどまりました。故障中の設備の早期復旧が望まれるところでございます。

次に、2の工業用水道事業会計につきましては、特に有明工業用水道事業で、竜門ダム関連費用の負担が大きいことが影響して、1億400万円余の当期損失を計上しております。累積欠損金額も49億3,000万円余となっております。

有明工業用水道事業におきましては、使用水量増加の見通しが厳しく、今後も厳しい経営状況が続くことから、次のページに移りますが、引き続き国に対して竜門ダム関連費用の負担軽減について要望を行うとともに、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から工業用水需要の拡大に努めていく必要がございます。

次に、3の有料駐車場事業会計につきましては、利用台数は熊本地震の影響で減少いたしました。指定管理者制度に移行したこと等によりまして、純利益3,900万円余を計上して、経常利益率51.7%と経営状況は良好でございます。

ただ、安政町の立体駐車場につきましては、熊本地震被災に伴います修繕工事が現在も継続しており、早期の復旧に努める必要がございます。

また、指定管理者によります駐車場の管理運営やサービスの提供に関する履行状況を評価し、さらに県民が利用しやすい駐車場とし

て運営改善に努めていく必要があると考えております。

最後に、4の荒瀬ダム撤去の記録保存について意見を申し上げます。

荒瀬ダム撤去は、全国初の本格的コンクリートダムの撤去として、他に先駆けたモデルケースでございまして、その経緯、撤去方法については将来に残すべき貴重な事例でございます。

このため、その沿革や撤去方針の検討経緯を含め、撤去工事の内容等について評価、検証を行い、通常の文書保存にとどまらず、記録映像作成や記録誌刊行等、長く後世に残る記録として保存し、広く利活用できるものとなるよう検討していただきたいと思っております。

以上が企業局に係ります決算審査意見の概要でございます。

説明は以上です。

○坂田孝志委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いします。

○松岡企業局次長 それでは、決算の全般について御説明申し上げます。

まず、定期監査についてでございますが、企業局は、電気事業の経理処理について、船津ダム自動制御装置点検業務委託において、支払い額の入力を誤り、請求額よりも多く支払っていたという事案1件の指摘を受けております。

企業局では、企業会計を採用しておりますが、支払いにつきましては、年度内に請求がないものは、年度末に未払い金処理を帳簿上を行った上で、新年度請求後に支払い処理を行っております。

本事案におきましては、この年度がわり前後の業務が集中する時期の処理でありまして、入力誤りに気がついておりませんでした。

企業局といたしましては、振り込み手続に

おいても請求書の金額を再度確認すること、また、決裁時に必ず第三者の目で確認をするよう手続を変更するとともに、班長の確認体制を強化するなど再発防止に努めているところでございます。

なお、過払いの額につきましては、事実が判明した後、速やかに返納をいただいているところでございます。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況を御説明いたします。

まず、電気事業会計では、リニューアル工事期間中の売電収入減に伴う欠損については、更新後の固定価格買い取り制度の移行による……。

○坂田孝志委員長 松岡次長、それは何か特別に資料あつとですか。今の指摘の内容のやつは。別になか。

○松岡企業局次長 決算審査の、今資料に基づいて、意見書に基づいて説明いたしております。

○坂田孝志委員長 何か特別に資料なんかつくつと。それはないんですか。

○松岡企業局次長 はい、資料つくっておりません。

○坂田孝志委員長 何か見ながらな、聞きながら見らばと思うから。聞いてくだけ。どうぞ。

○松岡企業局次長 電気事業会計では、リニューアル工事期間中の売電収入減に伴う欠損について、更新後の固定価格買い取り制度の移行による収入増で補填できると見込んでおりますが、引き続き効率的な工事の実施に努め、経費の節減に取り組むとともに、今年度

の電力料金改定交渉におきましても、契約額の減少幅を抑えるよう交渉してまいりたいと考えております。

次に、荒瀬ダム撤去につきましては、現在、藤本発電所や管理所などの陸上施設の解体撤去を進めているところでございます。

本年度の撤去工事完了後も、2年間、環境モニタリング調査等の継続を予定しております。引き続き国に対して継続的な財政支援を要請してまいります。

最後に、風力発電についてでございますが、現在も、2号機については、異常音の発生により、保安停止を行っているところでございます。風車は、特殊な機械で専門性が非常に高く、調査に要する資材や技術者の手配に時間を要しており、現在、異常音の発生源特定のためのデータ解析を行っており、その結果に応じて対応を検討する予定としております。

なお、安定稼働に向け、最大の努力を続けてまいります。故障の状況に応じて、費用対効果等もしっかりと検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の工業用水道事業会計における有明工業用水道、八代工業用水道の需要開拓につきましては、昨年度、有明工水において、バイオマス発電所稼働に伴い、新規給水を開始をいたしたところでございます。八代工水につきましては、来年度にかけまして、3社に新規給水を現在予定をいたしております。八代におきましても、バイオマス発電事業所の立地が計画されており、引き続き需要拡大に取り組んでまいります。

工業用水道事業をめぐる経営が非常に厳しい中で、企業局といたしましても、引き続き経営改善に向けた支援について、関係省庁に粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の有料駐車場事業会計でございますが、本年度は、熊本地震被災箇所の本

復旧工事を行っており、早期復旧に向け取り組んでおります。また、昨年1年間の指定管理者による管理運営につきましては、最大料金制や事前精算機、出口精算機による自動精算の導入といった利用者サービスの向上、それから、従業員の接遇向上によりまして、利用者からの評価も高く、また、多くの県民が利用できるような柔軟な料金設定ができており、成果が出ていると考えております。

今後とも、指定管理者としっかりと連携して、利用しやすい駐車場を目指してまいり所存でございます。

次に、4点目の荒瀬ダム撤去の記録保存につきましては、全国初の本格的なコンクリートダムの撤去であるということ踏まえまして、ダム本体の一部を残しながら、荒瀬ダムの遺構としてダム周辺の整備を行うとともに、荒瀬ダム撤去事業の記録映像や記録誌としての保存も努めてまいりたいというふうに考えております。

決算審査意見につきましては以上でございます。

次に、決算状況につきまして、お手元の平成29年度決算特別委員会説明資料により説明をいたします。よろしゅうございますでしょうか。

まず、1ページの電気事業会計をお願いいたします。

1、施設概要でございますが、水力発電は、昭和35年に発電を開始しました市房第一発電所から、平成13年に発電開始しました緑川第三発電所まで、7つの発電所を運営いたしております。

水力発電の最大出力の合計は5万4,200キロワットで、これに阿蘇車帰風力発電所の最大出力1,500キロワットを合わせますと、最大出力は合計で5万5,700キロワットになります。

28年度の実績供給電力量は、水力発電が1億8,156万5,000キロワットアワーで、前年度

比102.2%でございました。これは、年間を通じて雨量に恵まれたことや地震の影響が少なかったことによるものでございます。

風力発電については、前年度に引き続いて長期停止が発生したため、28年度実績は66万8,000キロワットアワーとなっております。

次に、2の電力料金の契約状況及び実績でありますが、発電した電力は九州電力へ供給をいたしております。

水力発電の市房第一から笠振の5発電所につきましては、2年ごとに契約料金を改定いたしております。平成28年、29年度分では、1キロワットアワー当たり8.57円相当で、前回改定時より高く契約することができ、料金収入は13億4,200万円余となりました。

菊鹿、それから緑川第三発電所は平成25年度から、それから、風力発電につきましては平成24年度から、それぞれ固定価格買い取り制度、いわゆるFITに移行しております。売電単価、それから電力量料金収入については、ここに記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支でございますが、収入が15億5,400万円余、支出が14億800万円余で、差し引き1億4,600万円余の利益が生じております。前年度と比べて7,700万円余利益が減少しているところでございますが、収入において電力料が7,700万円余の増となり、収入全体では6,000万円余の増収となったものの、支出において修繕費やダム管理費分担金が増となったこと、荒瀬ダム撤去関連費用が増加し特別損失がふえたことなどから、支出全体で1億3,800万円余の増となり、黒字幅が縮小をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

(2)の剰余金(利益)処分計算書案でございますが、平成28年度末の未処分利益剰余金については、将来の欠損に備えて、利益積立金として1億4,625万6,000円を積み立てること

としたいと考えております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、利益積立金は3億7,000万円余となり、内部留保資金は46億4,800万円余になります。

なお、剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決事項となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、(4)資本的収支でございますが、建設改良費や企業債償還金等、資本的支出が合計13億1,500万円余、一方、資本的収入につきましては、企業債、工業用水道事業会計からの返還金、荒瀬ダム関連交付金等で、合計6億4,800万円余となっております。不足します6億6,000万円余につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

まず、1、施設概要でございますが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に給水を開始し、給水能力は合計で1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、2、利用状況でございますが、平成29年3月31日現在で、有明、八代、苓北の3施設合わせまして39社に給水をいたしております。

平成28年度は、有明工水において前年度に比べ700立方メートルの増量となりました。これは、荒尾産業団地内に新設されたバイオマス発電所の稼働に伴い、新規給水を開始したものでございます。

なお、備考欄に記載のとおり、特に有明工水、八代工水の契約率が30～40%台と低迷をし、多くの未利用水を抱えているところでございます。

企業局といたしましては、引き続き、商工観光労働部や地元市町と連携をして、需要開

拓に努めてまいりたいと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支でございますが、収入は9億9,800万円余、支出のほうは10億1,600万円余で、差し引き1,700万円余の純損失となっております。前年度に比べまして、400万円余り改善はいたしましたところでございます。

なお、熊本地震による被災箇所の復旧費用を特別損失として、また、国からの災害復旧補助を特別利益として、それぞれ計上をいたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(2)の欠損金の状況でございます。

有明工水では43億9,700万円余、八代工水で13億9,000万円余の累積欠損金があり、全体で49億2,700万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

続きまして、(3)資本的収支でございますが、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還金等、合計で15億5,600万円余となっております。

資本的収入は、長期借入金や一般会計補助金等で、合計13億9,100万円余となっております。不足しております1億6,500万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1、施設概要でございますが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の立体駐車場、収容台数が298台、それから熊本市中央区新屋敷の月決め平面駐車場が37台、合計335台で運営をいたしております。

次に、2、駐車台数実績でございますが、普通駐車と定期車を合わせた駐車台数は15万6,639台で、前年度を約3万台下回りました。これは、4月の熊本地震発生後、施設設備の安全確保のために、平成28年4月15日から5月27日までの1カ月ちょっとの間、全面

休業をいたしましたことや、経営再開後も、被災箇所について、一部駐車スペースの制限を行ったこと等によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支でございますが、収入が9,900万円余、支出は5,900万円余で、3,900万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)の剰余金処分計算書案でございます。

平成28年度末処分利益剰余金6,455万8,000円を、処分案に示しておりますように、建設改良積立金に3,954万4,000円、資本金に2,501万3,081円積み立てていきたいと考えております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は9億円余となります。

なお、剰余金の処分につきましては、こちらも、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決事項となっております。

続きまして、(4)の資本的収支でございますが、資本的支出につきましては、建設改良費2,700万円余となっております。資本的収入はございませんので、全額を過年度分の損益勘定留保金等で補填をいたしております。

以上が平成28年度決算の概要でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 有明工業をちょっと尋ねるけど、これは出力全体で4万トンぐらいあるんだろう。竜門ダムから白石堰に買い取った水は、どれくらいある。

○松岡企業局次長 有明工水の最大取水量は、1日当たりでしますと、3万6,374立方メートルということになっております。

○村上寅美委員 買い取りが。この中でどれだけ使用しているの。

○松岡企業局次長 先ほどの別冊の決算特別委員会説明資料の4ページの利用状況をごらんいただきたいと思いますが、この2の利用状況の中で一番左、見出しの横の28年度の、29年3月31日現在の契約水量が1万4,324立方メートル、1日当たりでございますが、ということになっております。

○村上寅美委員 それで、僕が尋ねたいのは、3万6,000、約4万トン弱の工業用水、竜門ダムから買って、そして、半分以下で、あとは有明海に垂れ流しとるわけね、現在。と聞いているよ、僕は。だから、垂れ流すぐらいなら農政と話して、企業局長と農政局長、僕は会わせたこともあるんだけど、前だったかな。それで、とにかく知事は1人だから、こっちで余っとんなら、いろいろ、国のほうの縦割り行政の中の予算の流用とかいろいろあるかもしれぬけど、何とか、それを有明海に半分以上垂れ流しとるならば、それを全部農免道路で、白石堰から農免道路で金峰山まで持ってくるかどうか。農免道路はありますからね、はわせてという話を、僕は、前の企業局長と農政部長と僕と3人で話してね、もったいないし、そして水は足りないんだから、実際。足りないのに、それを垂れ流しとるということは、何とかほら、国の了解を得なきゃいかぬのかどうかわからぬけど、条例でもつくって、それは利用するようにしないと。こっちは足りないんだから、金峰山一体は。そうでしょう。だから、お互い協議して、前向きにというところで終わったんだけど、ウナギでも食いながら。終わったんだ

けど、前だね、君でないなら。という話聞いておいて、こっちは足りないんだから。白浜からずっとね。白浜までは工業用が行つとるわけだね、田んぼのやつは。白浜の田んぼには行ってるけど、ミカン山には行ってない。だから何とかそれと言って局長と話して、何とかそれはしてくれよという要望をしとったんだけど、その話聞いてない、課長、誰か。

○原企業局長 村上委員のお話につきましては、2年ほど前に……（村上寅美委員「何年か忘れた」と呼ぶ）お話をいただき、その後、農林水産部と協議を行いました。やはりどうしても水利権という権利の問題、そして、管を引くとなると多額の事業費になるということで、いろんな課題が当時出ましたので、それを今整理をしているところでございます。

○村上寅美委員 俺は聞いとらんもん、そら。後んこた。だからね、いろんなことがあるというて、そこで行政がとまってしまいうからね、脱皮できぬわけない。何事も開拓しようと思うならあるんですよ、そこは。立場立場もあるしね。しかし、実際はそうしてね、有明海に垂れ流してのわけだから。垂れ流すぐらいならね、金峰山一体のほうに水をもらえば、みんな助かるわけよ。この辺が何とかできないかということで話、真剣にしたんだけどね。もうどっちにしてもあが返事はわかつとるけん、もう。課長、継続して、あれしてください。そして、国がいかぬと言うなら、国のどこなのか教えてよ。もったいないから。こっちは必要としているんだから。要望です。もう答えは要らぬ。

○坂田孝志委員長 要望でございませうか。ほかにございませうか。

○前川収委員 9月県議会の代表質問だったかなと思いましたが、風力発電のことで大分議論がありまして、いまだに稼働していないということでありまして、これ稼働していないというのは、調査が何年、もう1年以上多分かかっているという状況でしょうから、そもそも何というんですかね、保証期間というんですかね、機械そのものの瑕疵担保というんですかね、そういうやっぱり原因がわからないということ、例えば雷が落ちたとか強風が吹いたとか、そういうことじゃないやつでこうなっているというのは非常にわかりにくいし、メーカーもどこのメーカーか私は全く知りませんが、そういう話というのは何かきちっと期限を切ってやらないと、いつまでもこのままであれば厳しいんじゃないかと思えます。ただ、一方で、あのまま建てとったほうが撤去費用のかからぬけん、そのほうが安かという話もないわけじゃないんでしょうけれども、そういう試算なんかもなさってらっしゃるのかどうかを第1点お聞きしたいと思います。

○武田工務課長 委員御指摘の故障が長引いてる点でございますけれども、長引いてる理由といたしましては、大きく2点ございます。

1点目は、2メートル掛け2メートル掛け5メートルというぐらいの鋼鉄製の箱の中で、どこからか金属をたたくような異常音がしていると。もう反響して場所の特定が非常に困難です。で、耳で聞いてもわかりませんので、震動計を各所につけてまして、だんだん絞り込みを行っていったという状況でございます。

現時点では、異音の発生している部品はわかりました。ただ、そこが容易に分解できる場所ではないものですから、その狭い場所の中で。その辺の調査方法、また、その費用を今検討している段階でございます。その結

果を受けまして、今後のスケジュールというものも決めていきたいというふうに思っております。なるべく早期の復旧は目指すという姿勢ではおります。

以上です。

○前川収委員 企業会計ですから、企業局は。一般的な普通の企業だったら、それは1年以上、そんな状況にあるのを直せないなんていうことは一般的にはあり得ませんよ、普通は。それはメーカーをきちっと呼んで、瑕疵担保をとってあるかどうか知りませんが、そういう構造上絶対分解できないようなところの故障なんていうのは、本来あってはならないところなんです。保守点検がちゃんとできるということが大前提じゃないと、やっぱりそのものが欠陥商品と、欠陥があるということになるというふうに思いますが、メーカー側は、やっぱりそこはきちっと対応しようと思っているんですか。それとも、もう売ってつけたけん何も、後はそちらの責任でしょう、こっちからお願いします、直してくださいという、どういう状況ですか。

○武田工務課長 まず、瑕疵担保の問題ですけれども、契約上の求められるメーカーに、設置したメーカーに求められる状況ではないと認識しております。

また、今回の故障ですけれども、同様の機種、ほかにも納められておりますので、同じような故障がないかということでメーカーに聞き取りもいたしました。まだ同様のことがあれば対応もやっていただけるんじゃないかということで、メーカーに聞き取りいたしましたけれども、他所の同機種の発電機で同じような故障はないということで、ちょっと具体的な対応方法が、復旧に向けての対応方法がちょっとわからないという状況でございます。

○前川収委員 簡単に言えば、ほかのは全部ちゃんと動いているのに、そこだけが、その機械だけが故障しているというのは、それは不良品で、すばつと言えばですね。不良品を買わされているという感覚ですよ、普通の人の感覚はですね。それで、その不良品を、またお金払って直せるのか。どこかもわからぬなら直しようもなかつたでしょうけど、じゃあ撤去費用は試算なされたことはあるんですか。

○松岡企業局次長 撤去費用につきましては、一応試算をいたしておりますが、まず、上のほうのナセルといいますけれども、プロペラ部分、あそこを直して、これは分解して、そして工場へ運び込む、一応故障を修繕をするというところでの工程を入れたところなんですけれども、現地で取り外して、そしてそれを分解をして、そして工場のほうに持っていくということで試算をしたときに、大体3,000万円程度かかると。その後、支柱のほうをまた撤去するということになると、これは3本の試算でしておりますけれども、一番土台まで全部外したときには、約1億円近いお金がかかるということで、今のところ、2基回しながら運転していくということが、我々にとって有利ではないかというふうに捉えているところでございます。

○前川収委員 それは、経営上は故障ですけん直しよりもと言いながら、もう動かさないということ、動かさないと言って、これは使えないと言えば撤去しなきゃならなくなるから、撤去にお金がかからないようにそのままとくという経営判断というふうに私は受けとめざるを得ないような気がしておりますけれども、ううん、いかがなものですかね。やっぱりそこはある程度はっきりしたほうがいいと思いますので、結局決断をしなきゃな

らないときがあるというふうに思います。

それから、もう一つは、あの種の機械を高額のお金でつくって建てるときは、ある程度瑕疵担保契約的なものをきちつとやって、手も足も出ないような——どうせできないんですからね、専門業者しか。そこはやっぱり、例えば何年かはよくわかりませんが、10年、20年なのか知りませんが、耐用年数が何年かは私もわかりませんが、ある程度の長い瑕疵担保契約をそもそも最初からきちつと入れ込んでおかないと、こうなつたらもう手も足も出なくなってしまうというふうに思いますので、ぜひそのようなことを御検討いただければというふうに思います。答えはなかでしょうから要りません。あればどうぞ。

○原企業局長 最初に委員からお尋ねがありましたけれども、我が県の風力発電は、三菱重工製、国産でございます。当時もいろいろ外国製の風力発電もあったという中で、機種選定をして国産の三菱を選んだという経緯だと聞いております。

それと、確かに、今ほぼ振動の箇所がわかって、できればそのまま——おろすとかなり経費がかかりますから、おろさなくて何とか上に乗せたままで修理ができないか、あるいは、音の場所はわかりましたけれども、まだ原因がはっきりしませんので、原因を突きとめて、対策が今の状態で打てるかどうかあたりをもう少し見きわめさせていただいて、後は、仮におろして工場に運んで、また直す保証もございませんので、もういろいろ手を尽くした段階で、もう2号機は無理だということであれば、そこはもうスケジュールをちゃんと切りまして、2号機の運転については、廃止するか頑張るかというのはスケジュール感を持ちながらやっていきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 私は、もう質問しましたので、余り言いたくない。

この三菱重工さんだけで今のところやっておられる。この前、僕はお電話いただいて、何か、ここがだめならうちが頑張るよという会社の方から電話があったので。もう三菱重工さんだけに任せてあるということですかね。ほかの企業さんとの情報交換なり、そういうのはやっておられない。

○武田工務課長 実は、風力発電の運用開始後のメンテナンスに関しては、最初は三菱重工の技術者に来ていただいておりました。これまで細かい故障もあっておりますけれども、そのとき非常に技術者の数が限られてて、技術者の手配に非常に時間を要してちょっと修理がおくれるというようなこともありました。今は、メーカーではございませんが、風力発電のメンテナンス、修理、それを専門にやる業者が国内にありまして、そちらのほうにお願いしているような状況です。

○氷室雄一郎委員 いろんなところと連携をやるということでございますので、その原因がわからないということであれば、それは早目にやらぬ限りは、これはまた先ほどおっしゃったような状況になるわけでございますので、ぜひ、その辺をしっかりと——やれるところはあるというお話を僕も聞きましたけれども、対応をしっかりとお願いしたいと。僕が余り言う——もう言いたくはございませんけれども……。結構です。

○坂田孝志委員長 今局長からありましたように、2号機の見きわめは、しっかりとやっばりある時点で期限を切ってやらぬと、だらだらじゃあやっばりいけませんよ。

ほかにありませんか。

○森浩二委員 水力発電のリニューアル工事

を4カ所やっているということですがけれども、このかかった建設費用、8.57円かな、これでリニューアルして、新しい機械は減価償却は何年ぐらいかかりますか。

○松岡企業局次長 新しい機械の減価償却期間ということになるかと思えますけれども、一応22年ということで設定をされています。

○森浩二委員 8.57円で計算して、買い取り価格が、今何かだんだん安くなりよるでしょう。売電価格。

○松岡企業局次長 リニューアル後につきましては、現在の価格と違いまして、固定価格買い取り制度という適用を受けるということで、FIT価格になりますので、現在よりも2倍から3倍くらい単価としては上がる形になっております。それで、20年間、九州電力に対して売電をするというような状況になっております。

○森浩二委員 FIT価格というのは、この8.57円じゃないということ、もっと上がるということ。買い取り制度、どれくらいなつとる。

○松岡企業局次長 買い取り期間、現在の予定では、市房第一、第二、緑川第一、第二まで含めまして、単価は24円ということで設定をされております。

○坂田孝志委員長 よございますか。

○森浩二委員 わかりました。

○坂田孝志委員長 ほかに。

○増永慎一郎委員 県営駐車場の件でちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、ちょっと私が勉強不足なので教えてくださいんですけども、今指定管理者ということで納付金をいただいていますよね。これに関して、駐車台数がふえれば、この納付金がふえると、そういった何か納付金の決まりごとというのがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと。

○松岡企業局次長 納付金につきましては、基本は固定でございますが、予定以上に収入があったという場合には、上乘せした納付金をいただくというような、そういう協定を結んでいるところでございます。

○増永慎一郎委員 ちょっとその辺を少し詳しく説明できます。すぐは出ないんでしょう。

○坂田孝志委員長 手元資料はありますか。

○松岡企業局次長 今ちょっと手元の資料、探さないと出てまいりませんので……。

○増永慎一郎委員 それは、後でまたちょっと教えていただきたいと思います。

ただ、この商工会館の横なので、商工会館が多分工事に入ってくると思うので、まず、その影響と、今熊本市内中心部は、駐車スペースが非常に少なく、工事用の車とかで物すごく駐車場は稼働率がよくて、どこの駐車場も何というか、もうかっていると聞いたらいけないんですけども、非常に収益を上げているというふうな話を聞きました。

28年度は、地震の影響で少なくなっているということなんですけれども、今年度の見通しは、昨年よりもかなり台数がふえていくのかどうなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと。

○松岡企業局次長 まず、商工会館の建てか

えに伴う駐車場への影響という点でございますけれども、今現在、商工会館とは屋外の非常階段を共有しているという状況でございます。そちらのほうを解体するというところで、立体駐車場のみとなった場合に、商工会館への各階の連絡通路等について扉部分とか、それから、撤去されることによって、開口部を塞ぐ、そういうような工事が若干必要になってくるということで予定をいたしております。そのほかにつきましては、特段工事の大きい影響というのは考えて……。

○坂田孝志委員長 収益の見通しば聞きよる。

○松岡企業局次長 それから次に、収益の見通しについてでございますけれども、現在、毎月、実績についての報告を指定管理者のほうから受けているわけでございますけれども、現在のところ、昨年に比べたらかなりふえた、伸びていると。一昨年度に比べても、若干多い状況で、これまでのところ各月推移をしているというような状況でございます。

○増永慎一郎委員 指定管理者に任せられているということなので、余り何というか、そちらのほうで把握というのは少なくなっていると思うんですけども、やっぱりある程度収益が余計上がるよう、そういった契約をされているのであれば、ちゃんとなってるかどうかというのは、やっぱりある程度情報を入れていただいて、確認をしながら、要は県の資産でございますので、その辺はきちんと運用していただいて、収益が特に工業用水事業なんかでは物すごく赤字が出ておりますので、そういった部分を取り戻すような意味でも、ぜひ頑張られるように要望しておきます。

以上です。

○原企業局長 最初御質問がありました納付金の話でございますが、指定管理者制度を導入するときに、それぞれ県外、県内のいろいろな業者から提案をしていただき、その中で一番納付額が多かったところと今契約をしているところがございます。その会社が、毎年割と高い目標の台数を設定して、納付金もちらが想定していたより以上の納付金で毎年いただいているので、そういう意味では、収入は非常に安定して高く来ております。

仮に、非常に駐車台数が好調で、当初、今の指定管理者と予定していた台数を上回るような駐車台数ということで収入が上回るようであれば、その超過分の5割はさらに納付金でいただくという仕組みになっております。

○小早川宗弘委員 私のほうも有料駐車場のことで、これは、指定管理者になって、NPC、日本パーキング株式会社という会社で、看板等とかつけかえて、コインパーキングでも、あちこちコインパーキングがあるメーカーという会社ですから、何かイメージ的には明るくなったなという入りやすくなった、建物の形状は変わらぬですけども、非常に皆さん方が認知度が上がって使いやすくなったのではないかなと、使う人が多くなったのではないかなというふうに思います。

この資料の7ページなんですけれども、ちょっとわからぬことを教えていただきたいと思いますが、2番の駐車台数実績というのがありますよね。この普通駐車というのが、28年度は15万4,508台と、定期駐車というのがあります。普通駐車というのは、これは時間貸しと考えてよかですか。定期駐車というのは、これは月決めみたいなことで考えてよろしいでしょうか。

○松岡企業局次長 委員御指摘のとおりでございます。

○小早川宗弘委員 それで、今年度、28年度は2,131台ということで、この27年度よりも7万台ぐらい減ってる。これはどやんカウントされてるのか、ちょっと不思議だなと思ってですね。1日1台使うと1カウントというふうな形になるのでしょうか。

○松岡企業局次長 数のカウントの仕方としては、出入りの数ということでカウントされております。

○小早川宗弘委員 いずれにしろ、時間貸しが非常にふえてるというふうなデータも見れますし、この定期貸しというのは地震の影響等とかがあったのかもしれないけれども、こういうのを伸ばしていけば、もっともって収益が上がるんじゃないかなというふうに思いますので、今局長の挨拶の中で、この地震による被害箇所の一部復旧工事が行われているということで、早くこういうのも完了してフル稼働ができるように、そういう体制にして、もっともって利益を追求していただきたいと思います。

以上です。

○坂田孝志委員長 よございますか。

○森浩二委員 工業用水についてちょっと教えていただきたい。

本管から工場まで引こうとすると、どこまでこっちで見るわけですか、その費用は。全部企業が見るわけかな。それとも企業局が一部見るのか。

○松岡企業局次長 管につきましては、事業所の前までは一応企業局のほうで施工して、それから先をつないでいただくというような形にしております。

○森浩二委員 じゃあ会社の敷地前まで、そ

の距離が2キロぐらいあったらどうなるんですか。ちょっと高台でポンプアップもせないかぬだろうと思いますので、そういう場合はどうなるんですか。

○武田工務課長 2キロあったら、それなりに施工することは当然可能です。ただ、契約水量ですね。その辺と工事費で経営的な面を考慮することになるかと思います。

○森浩二委員 地元で何か利用できないかというふうな話があるんですよ。ボーリング掘ろうとしたら、周りの水田の地権者がちょっと嫌がってですね。わかりました。じゃあ基本的には、その工場の前までは持っていくということですね。わかりました。

○坂田孝志委員長 ちょっとそこで尋ねますけどですな、企業局でするけど、水道料金に乗せるんでしょう、その費用は。乗せないんですか、かかった費用を容量に。これは一律ですか。それを確認。

○松岡企業局次長 料金自体は、一応有明工業用水の場合は50円ということで一応定額になりますので、その50円でお支払いいただいて、その線を伸ばしたところまでの伸ばす工事費ですね。そのあたりを賄えるかどうかということが、そこにつなげるかどうかという一つの判断材料になってくるということになります。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 工業用水で、有明工業用水がかなり足を引っ張っているように見えますが、よく見ると結構検討しているように見えるんですよね、数字的には。現に、13社ですけども、700トンぐらいふえたわけでしょう。現年に対して契約水量がですね。それ

が、この1,300万の増収につながっておりますし、1社としては非常に大量の水を使っているように見えるんですね。ということは、いかにこの有明の工業団地ですか、これがやっぱり水を必要としているかというのが、この資料からよく見えるんですね。八代の場合、会社は多いんですけども、使用水量少ないじゃないですか。一目瞭然ですね。この有明の工業団地は水を必要としているなという気がするわけございまして、今回、特に700トンですから、1社かもしれませんが、今後、そういった企業の誘致と申しますか、水を利用していただく努力ですね。そういったものの確保に今日までどういった対応をとってこられたですか。

○松岡企業局次長 工業用水の新規開拓につきましては、今現在のところは、商工観光労働部や、それから地元の荒尾市、それから長洲町、工業団地を有しているところでございましてけれども、そちらのほうと連携を図りながら、企業誘致の際に、できるだけ水量、水を使うような企業の誘致とか、そういうことについて、情報交換を行いながら、連携をして取り組んでいるという状況でございます。

○田代国広委員 この工業用水全体の内容を見ますと、やっぱり有明の成果といいますか、契約水量の増ですね。これは、使用水量じゃなくて、契約水量で単価は計算するわけでしょう。ですよね。ですから、契約水量をふやすということと会社誘致ですね。

と同時に、先ほど村上先生がおっしゃったんですけども、この竜門ダム負担金があるみたいですけども、いわゆる水量との関係、工業用水がこれだけ必要だから、これだけ負担するという形になったかと思うんですが、契約水量の減額はもう法的に認められないんですかね。

○原企業局長 契約水量、水利権の減額、あるいは返還とか、そういう話は以前から出ておまして、何度も国交省とも協議をしておりますが、やはり最初定めたダム事業に参加したときの割り当てといたしますか、その水利権の割合は、よほどかわりに事業をやる業者が見つからない限り、返還とか減額は難しいと国交省から聞いております。

○田代国広委員 例えば、水量の減水ですね。減らす場合、例えば、さっき村上先生がおっしゃったように農政関係で利用するとした場合、その水量でどれくらいの田んぼが賄えるのかとか、費用対効果が絡んでくると思いますが、それだけでも、その費用対効果が可能ならば、減額して農水のほうに回してもいいと思うんですけども、そういった見通しもできないんですかね。

○原企業局長 農業用水への転換につきましては、以前から、村上委員からも、助言といいますか、御指摘がっておりますので、そのときも試算しているかと思いますが、今回もお話がありましたので、どれだけの費用対効果が出るのか出ないのかにつきましては、改めて農林水産部ともお話をしてみたいと思います。

あわせて、水が余っている分につきましては、これまでも、例えば大牟田、荒尾の水道事業に切りかえをして、その分は水利権をもう譲る形にして、こちらが身軽になっておりますので、そういう努力というのは平成からずっとやってきているところでございます。

現在もやっておりますが、なかなか水道事業のほうも厳しい状況ということで、なかなか工業用水を水道に転換というのは難しいとは聞いておりますが、そちらの転換のほうも引き続き取り組んでいるところでございます。

○田代国広委員 水は極めて貴重な資源ですから、有効に活用するのはやっぱり我々の責務と思うんですよ。したがって、垂れ流すということは余りよくありませんが、そういった水道とか、あるいは農水のほうにそれを使って効果があるかとか、いろいろな角度からやっぱりしっかり検討して、改善に向けて我々が努力していかなきゃならないと思いますので、よろしく願いしておきます。

○前川収委員 関連でいいですか。済みません。

竜門ダムの建設費負担をなさってらっしゃるはずで、利用水の割合で。これは通常水があつて、いわゆる利水部分があつて、それからダムの雨を受ける分があつて、ちゃんとアロケーション切つて幾らというのが、総工費の割合の中でちゃんと負担をしているはずですね。それは何年間で、今、年間幾ら払っているんですか。これ多分、この収支には出てないでしょう、今は。除くと書いてあるので、4ページの1番、施設概要の中で。

○坂田孝志委員長 数字つかんでますか。

○松岡企業局次長 竜門ダムの建設に係る有明工水の負担についてという御質問でございますけれども、竜門ダムの建設費が1,800億程度かかっておりますけれども、そのうちの9.9%、有明工水が179億円ほどの負担をいたしております。昭和53年から平成13年度に支出をもう終わっているというところでございます。

○前川収委員 じゃあもう、その辺のダムの負担金は、もうなくなっているわけですか。起債を起こして償還して、その償還ももう終わっているということですか。

○松岡企業局次長 償還は、今現在続いているところでございます。まだしばらくは続く状況でございます。

○前川収委員 それが大体年間幾らかと。償還、そのことなんですけど。

○坂田孝志委員長 そこをしっかりと説明してください。

○松岡企業局次長 企業債の償還につきましては、現在、28年度で3億4,700万円程度を既済しております。それから、14年以降、ダムの使用権の減価償却、それから市町村交付金、ダム管理負担金等がございますけれども、それにつきましては、合わせて3億8,000万円ほど28年度で負担をしたというような状況でございます。

○前川収委員 だからこそ、利用率を上げれば、施設利用率を100%にすれば、多分もとの計算で行けば、償還して黒字になるという計算であったんでしょ、多分。じゃないと、誰もつくらないはずですから、企業局で。それは、水は引かないはずで。その利用率が3割しかないということで、その分は必ず赤字になるはずですよ、やっぱりどう考えても。

その残ってる7割の水については、いろいろ御努力はなさってらっしゃいますけれども、以前私は、それは有明海にそのままきれいに流しているわけですから、捨てるんじゃないと、流してるんだということで、環境的な視点を持って、環境利水という形の中で何らか考えてくれないかと。その7割は、もし有明海に行かないとすると、雨が降らないときに行っていないとすると、多分有明海的环境というのは、もっと悪くなるというような、そういう考え方を持ったらどうだという話を、以前の、もう大分前ですね、言ったこ

とがありますけれども、それはなかなか難しいですね。

○松岡企業局次長 今前川委員御指摘の環境用水への活用ということですが、平成25年度のこの決算特別委員会の中で御指摘をいただいておまして、その後、年度内に国交省のほうと協議をさせていただいておりますが、そこはなかなか、有明海全体の環境改善ということで考えていくと、工水だけの問題ではなくなってくるということもあって、そこはなかなか難しいということでの回答を得ているところでございます。

○前川収委員 わかりました。

○坂田孝志委員長 よございますか。

ほかに質疑がないようでございますので、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、5分間休憩します。

午前11時9分休憩

午前11時15分開議

○坂田孝志委員長 それでは、委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の総括説明をお願いします。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

県立こころの医療センターの運営に当たりますには、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

病院の運営状況及び決算状況の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告にお

けます施策推進上改善または検討を要する事項等につきましては、御指摘等はありませんでしたので、ここに御報告を申し上げます。

それではまず、当院の運営状況であります。

こころの医療センターの患者数は、今年度上半期の実績で、1日平均、入院は118名、外来は112名となっております。

当院といたしましては、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れ、薬物依存などの専門性が必要な患者の治療など、セーフティーネット機能を持つ病院としての役割を果たしております。また、地域社会の新たなニーズにも対応する政策医療を打ち出し、推進しているところであります。

その一つが、児童・思春期医療の取り組みです。

平成24年度から開始しております児童・思春期専門の外来診療につきましては、受診患者の数も年々増加している傾向にあります。現在、児童・思春期専用病床の年度内開設に向け改修工事を実施しており、発達障害など社会的な問題に対応できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

政策医療の2つ目が、患者の地域生活移行支援でございます。

平成26年度に地域生活支援室を設置して以来、対象者、訪問支援延べ件数とも年々増加し、地域での社会生活に向けた支援が徐々に進んでおります。今後も、退院後の地域生活が継続できるよう支援してまいります。

次に、平成28年度の決算状況について概略を申し上げます。

総収益16億8,000万円余に対し、総費用16億1,900万円余で、6,000万円余の黒字となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第2次中期経営計画において、一般会計からの繰入金に過度に依存することのないよ

う、効率的な運営を行っていくこととし、一定の削減を行った繰入金の額を維持しているところであります。

今後も、県立病院として期待される役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議をよろしく願いたします。

○坂田孝志委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○豊田監査委員 それでは、病院局の決算審査意見書に関しまして、概要を説明いたします。

お手元の平成28年度熊本県病院事業会計決算意見書をお願いします。

1ページをお開きください。

まず、第1の審査の概要でございますが、1の審査の対象、2の審査の方法は記載のとおりでございます。

次に、第2の審査結果でございます。

病院事業会計につきましては、審査に付されました決算諸表は、経営成績等を適正に表示しており、また、財務会計事務においては、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適正に運営されております。

続いて、2ページ以降に経営成績等について記載しておりますが、後ほど、病院局から別冊資料において詳細な説明がございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。

第3の審査意見でございます。

まず、(1)の第2次中期経営計画の着実な実施及び次期経営計画の策定については、平成28年度は、熊本地震後、入院患者数の大幅

な増加により医業収益が伸びており、これまでの経営努力の成果が見受けられるところでございます。

平成29年度は、この第2次中期経営計画の最終年度であることから、引き続き医業収益の増加や経費の縮減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努める必要があると考えております。

また、平成30年度以降の次期経営計画につきましては、今年度策定ということ聞いておりますが、第2次中期経営計画の検証結果を十分に反映した計画の策定が望まれます。

次に、(2)の医師を初めとした医療スタッフの確保につきましては、安定的な医療体制の確立には、専門性や経験に富む医師を初めとした医療スタッフの養成、確保が重要であるため、引き続き知事部局や熊本大学等との密な連携に努める必要がございます。

最後に、(3)の新たなニーズに対応した医療の展開につきましては、こころの思春期外来や地域生活支援室の設置等の取り組みによりまして、利用実績が伸びておるところでございます。

今後は、平成29年度内に開設予定の児童・思春期専用病床の着実な運営を行うとともに、利用者のニーズに対応した医療の展開に努める必要があると考えております。

以上が平成28年度病院事業会計の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いたします。

○坂田孝志委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○緒方総務経営課長 監査結果の指摘事項について、まず御説明差し上げます。

本年度の定期監査における指摘事項について、別紙監査結果指摘事項によって御説明いたします。

「平成28年2月給与分の源泉所得税及び復

興特別所得税について、法定納期限までの納付が遅れたことから不納付加算税を支出している。」との指摘がありました。

当院の経理事務、月初めに給与関係等の複数の業務が集中いたします。事案が発生した平成28年3月は、特に業務が立て込んだ時期であり、法定納期限までの納期が間に合わず、翌日の納付となってしまいました。

事案の発生後、業務分担の見直しにより、早目に所得税関係の事務に着手できるようになり、以後、同様の事案は発生しておりません。今後も、早期の事務処理に心がけたいと考えております。

監査結果指摘事項については以上であります。

続きまして、監査委員から、決算審査意見について、取り組み状況を御説明いたします。

先ほどの意見書の9ページが該当の箇所となります。

1点目、第2次中期経営計画の着実な実施及び次期経営計画の策定についてですが、今後、県立病院に求められる役割についてしっかり検討するとともに、関係団体との協議及び運営評価委員会からの御意見をいただき、本年度中に第3次中期経営計画を策定したいと考えております。

2点目、医師を初めとした医療スタッフの確保についてですが、当院は、県立病院としての役割であるセーフティーネット機能に加え、児童・思春期医療への取り組みについて、熊本大学からも大きな期待を寄せられております。今後も、大学との連携を図りながら、医療スタッフの確保に努めていきたいと考えております。

3点目、新たなニーズに対応した医療の展開についてですが、こころの思春期外来や患者の地域生活支援について引き続き取り組むとともに、児童・思春期患者の入院治療ができるように病棟を改修し、本年度内に開設す

る予定としております。

決算審査意見書につきましては以上であります。

続きまして、平成28年度決算状況につきまして御説明いたします。

なお、説明につきましては、お手元のこの組織図が入っております決算特別委員会説明資料と、あと1つ、この冊子の決算書について、該当ページをお伝えしながら御説明いたします。主にこちらの委員会説明資料、こちらのほうで御説明いたします。

資料1ページ、病院の概要であります。

まず、(1)沿革であります。

当院は、昭和50年、富合病院として開院いたしました。現在の形になったのが、平成9年、診療科目は記載のとおりであります。呼吸器内科を持っており、結核病床もあります。許可病床が200床ですが、平成20年度から50床休止をしており、現在は、精神病床、結核病床合わせて150床の稼働病床であります。

経営形態は、地方公営企業法全部適用、これも平成20年度からであります。

組織は、資料記載のとおり、診療部、看護部、総務経営課という構成で、平成29年4月1日現在の職員数98人となっております。

ページをめくりまして、2ページをお願いします。

見開きで、県立病院として重要な取り組み、左側にセーフティーネット機能、右側に政策医療の展開を記載しております。順に御説明申し上げます。

まず、左側のページ、1、セーフティーネット機能の維持・充実であります。冊子のほうの決算書につきましては、主に13ページ、14ページとなります。

まず、説明資料の欄外の注釈1をごらんください。

当院では、民間精神病院等では受け入れが難しい殺人や傷害等を犯した患者、覚醒剤中

毒患者等を受け入れております。

本文上の表に戻っていただき、これらの患者を含む措置入院の受け入れや高度な専門性を要するものの受け入れ等の平成27年度3月と平成28年度3月の実績を比較して記載しております。

昨年度に比べて、他の病院からの受け入れ患者や二次救急輪番が増加したのは、熊本地震により他の精神医療機関が被災したためと考えております。

右のページをごらんください。

当院のもう一つの重要な取り組みである政策医療の展開、具体的には、(1)地域生活支援と(2)児童・思春期医療を記載しております。

まず、(1)の患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実について御説明いたします。

これにつきましては、平成26年度に地域生活支援室を設置して取り組んでおります。

主な活動なんですけど、ごみの分別や買い物支援などの日常生活の支援、金銭、服薬の管理、ヘルパー等であります。

年々、対象者、訪問支援件数も増加しており、地域での社会生活に向けた支援が徐々に進んでいるところであります。現在、専従の職員4人で対応しております。

次に、(2)児童・思春期医療の積極的推進についてですが、児童・思春期医療につきましては、不登校、あるいは虐待等、子供の心を取り巻く環境が深刻化している一方で、採算の面から診療できる医療機関が少ないというのが現状であります。

そこで、専門医師を養成するとともに、平成24年度から外来診療を行っております。表をごらんのとおり、年々数がふえてきている状況であります。

また、現在は、さらに入院治療もできるように施設の改修を行っております。具体的には、当院の西2病棟を改修し、20床を確保す

る予定で、年度内の開設に向けて取り組んでいるところであります。

次のページをお開きください。

医療及び経営の状況なんです、左のページに医療の状況、右のページに経営の状況をそれぞれ記載しております。

まず、左のページ、医療の状況について御説明いたします。先ほどの冊子の決算書につきましては、主に13ページ、14ページであります。

ア、入院患者につきまして、大幅に増加しております。これは、熊本地震の影響で患者が増加したのが大きな要因と考えられます。

一方、イ、外来患者については、横ばいとなりました。後ほど御説明いたします児童・思春期外来は増加しましたが、地震の影響と高齢化により、これまでデイケアを利用されていた方が少なくなったため、結果的に横ばいとなったものであります。

続きまして、右のページの経営の状況を御説明いたします。この冊子の決算書につきましては、主に1ページ、2ページになります。

まず、ア、当期純利益ですが、入院患者の大幅な増加により、医業収益も増加した一方で、給与費や修繕費等の費用も増加し、結果的に6,100万の黒字となりました。

続きまして、イ、収益的収支の一般会計からの繰り入れにつきまして、表のとおり前年度に引き続き減少しております。

なお、資本的収支の一般会計からの繰り入れにつきましては、一般会計に過度に依存しない効率的な運営を目指し、平成23年度から繰り入れを行っておらず、支出につきましては、内部留保で対応しております。

費目ごとのデータにつきましては、この冊子のページの15ページ、16ページになります。

次に、ウ、経営目標の達成状況についてですが、第2次中期経営計画の目標は、デイケ

アを除いて目標を達成しております。デイケアにつきまして、目標達成できなかったのは、先ほど御説明しましたとおり、地震の影響と高齢化によるデイケアを利用されていた方が少なくなったためだと考えております。

6ページをお開きください。

平成29年度の主な取り組みを記載しております。

平成29年度の主な取り組みは、大きく2つ、(1)児童・思春期医療への取り組みと(2)第3次中期経営計画の策定が挙げられます。

まず、(1)のほうなんです、児童・思春期医療の取り組みについて御説明いたします。

ハード面においては、現在、西2病棟を改修し、その約半分を児童・思春期専用の入院病床にする工事を行っております。契約日、工期は記載のとおりで、平成29年度中の開設を目指しております。

なお、工事中は、西2病棟を完全に閉鎖して、休床中の東1病棟を一時的に使用しております。

ソフト面につきましては、イ、医師の実地研修を行っております。既に、児童・思春期専用病床を持っている希望ヶ丘病院に、6月から週1回、医療研修に派遣しているほか、ウ、医療スタッフにつきましても、専用病床を持つ向陽台病院に、7月から順次研修派遣を行っております。

エ、その他、関係機関との連携も進めております。熊大医局につきましては、医師の派遣を、教育委員会につきましては、専用病床における患者の学習環境整備に関する協議を、児童相談所につきましては、患者の受け入れをそれぞれ協議しております。また、専用病床において提供するプログラムや患者が守るべきルールの策定にも取り組んでおります。

最後に、(2)第3次中期経営計画の策定に

ついてであります。

平成29年度は、第2次の中期経営計画の最終年度であり、本年度中に第3次中期経営計画を策定する必要があります。入院医療中心から地域生活中心へという国の政策の方向性を踏まえつつ、今後、県立病院に求められる役割についてしっかり検討し、策定したいと考えております。

なお、策定に当たりましては、関係団体との協議及び外部有識者からも御意見をいただくこととしております。

説明については以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で説明が終わりましたが、これより質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

○森浩二委員 2つほど。児童・思春期の医療の件ですけれども、大体患者さんが、ある程度治られた後ですよ。その後は、もう普通の学校にやるのか、それとも支援学校に行くようにするんですか。どういうふうな取り組みを。

○瀨元院長 今の状況では支援学級に行くことが多いと思います。実際には新規病棟を開設はしてないんですけれども、外来を見ていると、一般の今の西2病棟、改築をしているところに何人か入っております。その人たちの行き先ということ言えば、そういうことになります。

○森浩二委員 もう1つ、大人のほうですよ。地域生活の移行の支援としてあります。普通A型とかB型とか、何かそういうところを紹介するんですか。どうするんですか、大体よくなったら。

○緒方総務経営課長 委員御指摘のとおり、

職業の紹介の部分も含んでおりますが、主に生活の支援とか、あるいは服薬管理とか、あるいはヘルパーとか、そのようなものを提供していくと。あるいは、地域で生活する必要があるものなので、大体指定されたアパートに入っただいて、徐々に地域生活になれていくと。このようなものを大体主に取り組んでいく、このような感じになります。

以上であります。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 資料4 ページのアですけれども、入院の延べ人数がふえてますよね。地震の影響により症状が悪化した患者が増加したというふうに書いてありますけれども、何かほかの病院が地震で使えなくなって、その受け入れをしたということではないんですかね。

○緒方総務経営課長 失礼いたしました。おっしゃるとおりであります。今回の地震において、精神科病院が被災したところもあります。そういう入院患者を受け入れたということもございます。ちょっとこれ記述が足りませんでした。

以上であります。

○増永慎一郎委員 ということであれば、いろんな病院が復旧して、そこにまた戻っていかれるのか、それともこのままの状態がしばらく続くのか、どちらでしょう。

○緒方総務経営課長 委員御指摘のとおり、もとに戻られるケースもあるかもしれませんが。あるいは、この病院でまだずっと治療を受けようかという患者さんもいらっしゃるかもしれません。2つに分かれていくものです。今後どのようになるか、ちょっと今のところまだ見通しはないんですけれども、その

ような状況であります。

○増永慎一郎委員 入院に限らず、地震でかなり心のほうが傷んでらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるといふふうに思っております。熊本県内の受け入れの体制というのは、なかなか広がっていないというような形なので、このこころの医療センターが、やっぱり一番最終的な受け皿になるというふうに思っておりますので、医師の確保とかそういったものをきちんとやられている——去年、たまたま厚生常任委員会で、浦田委員長だったので、2人でちょっと視察をさせていただいたんですけれども、そういった部分を、決算とかにかからわず、やっぱりきちんとさせていただくということが一番だというふうに思っておりますので、できるだけその辺の御努力をよろしくお願ひしたいというふうに要望をしておきます。

○前川収委員 病院局のこころの医療センター、以前は、富合病院で随分経常赤字が出て、一般会計からの繰り入れをかなりやってきて、私、当時を思い出すと、花輪先生かなんかという先生が、長々長文の手紙を私にいつも——私じゃなくて多分みんなに送って、必置病院ですからということの前提の中で、なかなか経営改善が難しいというお話をなさったことを、当時を思い出しております。

こうやって経営改善がずっと進んできているわけでありましてけれども、そうなった要因というんですかね、もちろん努力されたというのはわかりますけれども、その努力以外で何をやっぱり心がけて、一遍にぼんと変わったわけじゃないと思いますが、どういうところで今のような経営に変わっていったのか、変えていかれたのか、その辺のところは何かわかれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○永井病院事業管理者 平成20年度に、先ほど課長から説明しましたとおり、地方公営企業法の全部適用になっております。当然、全適になりますと、人事とか組織とかそういった管理の部分につきましても、重要案件はもちろん知事部局と協議をいたしますが、ある程度私どものほうでフレキシブルにやれるというところがございます。そういったことで、いわゆる自主性とか機動性とか、そういったものをしっかりと受けとめながら、やりながら経営改善が図られてきたんじゃないかなるかというふうに大きくは思っております。

もちろん、経費的には、当然収入、入りをふやすか、出を抑えるか、そういうことでございますので、まず、出を抑えるほうにつきましては、人件費を中心にやはり削減をいたしております。看護業務は大変現場で厳しい状況であります。看護職員の2割程度を臨時職員に切りかえてきたということもございます。そういった事細かな努力も積み重ねる中で、経営改善が図られてきたものというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 当時の悩みが、やっぱりその人件費、職員の皆さん方の人件費が非常にこう大きくなって、人事もなかなかかえられないというんですかね、というところで悩んでらっしゃったように記憶をしておりますけれども、ぜひ、今のような状況でしっかりと、地域に対して公営病院としての役割はしっかりと果たしながら、なおかつ財政的にも健全に経営いただければと思いますので、頑張ってください。よろしくお願ひします。

○氷室雄一郎委員 こころの思春期外来は、年度ごとに非常に延べ人数もふえておりますし、新患者も2倍ぐらいになっておりますし、また、病床も開設ということもございます。

して、その対応については、いろんな研修を行って対応しているというお話もございましたけれども、この職員体制は、こういうところの思春期外来の部分については、職員の増員とかそういうものは考えなくても、今の既存のもので研修等をやりながら十分対応はできるとお考えになっていますか。

○緒方総務経営課長 おっしゃるとおりです。今回、新規病棟、入院にするために、やっぱりスタッフは要ります。そこで、医師のほうは熊大との派遣の協議をやっぱり継続的に行うとともに、本年度、看護職員を増員して採用しております。これに精神保健福祉士も1人、任期つきなんですけれども、採用するというので、スタッフの体制も整えているという、このような状況であります。

以上であります。

○氷室雄一郎委員 こういう時代、状況でございますので、ここの部分は、かなり重要な役割を果たしておられる当病院に集中すると思いますかね、今後も増加の傾向はあると思いますけれども、なかなかスタッフ体制についても、極めて増員を図ることができない状況でございますけれども、効率的に運用を、充実とともにやっていただきたいなという思いであります。今後、可能性としては、増加の傾向は続くのではなかろうかと思っておりますので、その辺の心配がないようお願いをしておきたいと。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようでございますので、これで病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月23日月曜日午前10時に開会し、午前に警察本部、出納局、各種委員会等の審査を行い、午後から教育委員会の審査を行うこととしておりますので、

よろしく願いいたします。

なお、委員会資料は、足元の資料袋の中に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

皆様御苦労さまでした。

午前11時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長